省　令

○総務省令第五十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百九条の七第四項（同令第百九条の八において準用する場合を含む。）、第百十条の二第四項（同令第百十条の三及び第百二十五条の三において準用する場合を含む。）及び第百十条の四第四項の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月四日

総務大臣　村上誠一郎

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別記 **第二十八号様式の七**（通常葉書作成証明書の様式）（第十七条の七関係） 通常葉書作成証明書 次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。 何年何月何日 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者　氏　　名 （参議院名簿届出政党等の名称） 記 ［略］ 備考 ［１～３　略］ ４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 ［(1)　略］ (2)　限度額 イ　確認された作成枚数が35,000枚以下の場合　8円62銭（単価）×当該作成枚数＝限度額 ロ　確認された作成枚数が35,000枚を超える場合 $\frac{301{,}700円＋7円46銭×（当該作成枚数－35{,}000）}{当該作成枚数}$＝単価…１銭未満の端数は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額	**別記** **第二十八号様式の七**（通常葉書作成証明書の様式）（第十七条の七関係） 通常葉書作成証明書 次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。 何年何月何日 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者　氏　　名 （参議院名簿届出政党等の名称） 記 ［同左］ 備考 ［１～３　同左］ ４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 ［(1)　同左］ (2)　限度額 イ　確認された作成枚数が35,000枚以下の場合　7円95銭（単価）×当該作成枚数＝限度額 ロ　確認された作成枚数が35,000枚を超える場合 $\frac{278{,}250円＋6円88銭×（当該作成枚数－35{,}000）}{当該作成枚数}$＝単価…１銭未満の端数は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額
第二十八号様式の八（ビラ作成証明書の様式）（第十七条の七関係） ビラ作成証明書 次のとおりビラを作成したものであることを証明します。 何年何月何日 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者　氏　　名 （参議院名簿届出政党等の名称）	**第二十八号様式の八**（ビラ作成証明書の様式）（第十七条の七関係） ビラ作成証明書 次のとおりビラを作成したものであることを証明します。 何年何月何日 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者　氏　　名 （参議院名簿届出政党等の名称）